

【Ⅲ－８ 薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進－①】

## ① 調剤基本料の見直し

### 第1 基本的な考え方

調剤基本料について、損益率の状況等を踏まえ、特定の医療機関からの処方箋受付が集中しており、処方箋受付回数が多い薬局等の評価を見直す。

### 第2 具体的な内容

調剤基本料2の算定対象となる薬局に、1月における処方箋の受付回数が4,000回を超え、かつ、処方箋受付回数が多い上位3の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合の合計が7割を超える薬局を加える。

| 改定案  | 現行   |
|--|--|
| <p>【調剤基本料】<br/>[施設基準]<br/>(1) (略)<br/>(2) 調剤基本料2の施設基準<br/>次のいずれかに該当する保険薬局<br/>(3)、(4)及び二の二の(1)に該当するものを除く。)であること。<br/>イ 処方箋の受付回数が一月に四千回を超えること(一月の処方箋の受付回数が多い上位三の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合の合計が七割を超える場合に限る。))。<br/>ロ～ホ (略)</p> | <p>【調剤基本料】<br/>[施設基準]<br/>(1) (略)<br/>(2) 調剤基本料2の施設基準<br/>次のいずれかに該当する保険薬局<br/>(3)、(4)及び二の二の(1)に該当するものを除く。)であること。<br/>イ 処方箋の受付回数が一月に四千回を超えること(特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が七割を超える場合に限る。))。<br/>ロ～ホ (略)</p> |